

2023長野県人事委員会勧告に対する地公労声明

長野県人事委員会は、本日、知事及び県議会議長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、本年の職員給与と民間給与との比較に基づき、月例給を2,880円(0.77%)、一時金を0.10月分引き上げるものであった。給料表の改定では、初任給水準を引き上げるとともに、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で全世代が引き上げられ、一時金の引き上げについては、0.05月分が期末手当にも配分することとされた。初任給水準の改善や全世代での月例給の引き上げについては、地公労からも強く要求してきた内容であり、組合員の要求に一定程度応えた内容といえる。

しかしながら、引き上げ率が0.77%という全国的にも低位にとどまったことについては、公民比較に基づいたものとはいえ、急激な物価高騰下での組合員の厳しい生活実態を踏まえれば、到底納得できるものではない。

人事管理に関する課題に関して、昨年引き続き、低水準にあるへき地手当の支給率の検討について触れられているが、支給率の改善について勧告されなかったこと、また、採用が困難である総合土木職の確保に向けた給与水準の改善について触れられなかったことは残念である。これらの課題は今後、県当局との交渉に委ねられたといえる。

2023年の県人事委員会勧告にあたって、地公労は、8月7日に人事院勧告が出されて以降、人事委員会の果たすべき役割を踏まえて勧告を行うよう地公労全組合員による大型はがき行動(最終7,037筆)に取り組んできた。

勧告の内容は納得できるものではないが、今後の県当局との交渉においては、まず、勧告の改善部分の完全実施を獲得しなければならない。その上で、人事管理に関する課題として言及された事項の改善及び長年の要求課題の前進を目指すところである。

地公労は、立憲主義と平和憲法の理念のもとに、組合員の生活と権利を守り、切実な要求実現のため、全国の仲間とともに連携しながら、引き続き賃金確定闘争に全力をあげて取り組む。また、人事委員会に対して独自性を発揮するよう引き続き強く求める。

2023年10月16日

長野県地公労共闘会議
議長 細尾俊彦

(長野県地公労共闘会議：県職労、県教組、高教組、企業局労組)